

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法（平成十七年厚生労働省告示第三百六十五号）抄 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

別表	改 正 案	現 行
医療観察診療報酬点数表		
第1章 基本診療料		
第1節 入院料		
入院対象者入院医学管理料（1日につき）		
イハ （略）		
注1～注3 （略）		
注4 社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して181日以上1年以内の期間にあつては、1日につき所定点数から310点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行つてから180日を経過していない場合を除く。）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年を超える1年180日以内の期間にあつては、1日につき所定点数から900点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行つてから180日を経過していない場合は、310点）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年を超える期間にあつては、1日につき所定点数から900点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行つてから180日を経過していない場合は、310点）を減算する。		
注1～注3 （略）		
注4 社会復帰期入院対象者入院医学管理料について、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して181日以上1年以内の期間にあつては、1日につき所定点数から310点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行つてから180日を経過していない場合を除く。）を減算し、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年を超える期間にあつては、1日につき所定点数から900点（法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行つてから180日を経過していない場合は、310点）を減算する。		

定後に通院対象者に対して円滑に通院対象者通院医学管理を行うため、当該通院対象者に係る法第38条（第53条において準用する場合を含む。）による生活環境の調査又は法第101条による生活環境の調整を担当する保護観察所と調整の上、あらかじめ当該決定前に、当該対象者が入院している法第34条第1項の入院に係る医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通院医学管理の開始に必要な調整を実施した場合、前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限り、所定点数に通院医学管理事前調整加算として600点を加算する。ただし、当該通院対象者が入院していた鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関が引き続き、指定通院医療機関として通院対象者通院医学管理を行いう場合は加算することができない。

注7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律施行令（平成16年政令第310号。以下「令」という。）第12条の会議（以下「ケア会議」という。）に通院対象者通院医学管理を行う指定通院医療機関の職員が出席し、法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇の実施に資するよう、精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整のため、保護観察所を含む関係機関に対して通院対象者の医療等の情報提供を行つた場合、ケア会議の開催の都度、所定点数に通院医学管理情報提供加算として450点を加算する。

第2章 医療観察精神科専門療法

1 (2) (略)

第2章 医療観察精神科専門療法
3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ	(略)
ロ	イ以外の場合

(1) 30分以上の場合	400点
(2) 30分未満の場合	330点

イ	(略)
ロ	イ以外の場合

1 病院の場合	
(1) 30分以上の場合	360点
(2) 30分未満の場合	330点
2 診療所の場合	
(1) 30分以上の場合	360点
(2) 30分未満の場合	350点

イ	(略)
ロ	イ以外の場合

4 医療観察認知療法・認知行動療法(1日につき)	420点
--------------------------	------

注1 通院対象者について、認知療法・認知行動療法に習熟した指定通院医療機関の医師が、一連の治療に関する計画を作成し、通院対象者に説明を行った上で、医療観察認知療法・認知行動療法を行つた場合に、一連の治療について16回に限り算定する。

注2 診療に要した時間が30分を超えたときに限り算定する。

注3 指定通院医療機関において、医療観察認知療法・認知行動療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料についてはこの限りでない。

5 医療観察通院集団精神療法(1日につき)	270点
-----------------------	------

6 医療観察精神科作業療法(1日につき)	220点
----------------------	------

注 (略)	
-------	--

7 医療観察精神科ショート・ケア(1日につき)	
-------------------------	--

イ (略)	
-------	--

注1 注2 (略)	
-----------	--

4 医療観察通院集団精神療法(1日につき)	270点
-----------------------	------

5 医療観察精神科作業療法(1日につき)	220点
----------------------	------

注 (略)	
-------	--

6 医療観察精神科ショート・ケア(1日につき)	
-------------------------	--

イ (略)	
-------	--

注1 注2 (略)	
-----------	--

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療

観察通院前期・中期加算として、所定点数に20点を加算する。

注4 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

8| 医療観察精神科デイ・ケア(1日につき)

| イ 小規模なもの 590点

| ロ 大規模なもの 700点

| 注1 (略)

注3 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ケアと

同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあつてはこの限りでない。

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療

観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注4 (略)

9| 医療観察精神科ナイト・ケア(1日につき) 540点

| 注1 (略)

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ナイト・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注3 医療観察精神科ショート・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察精神科ナイト・ケア及び医療観察精神科デイ・ナイト・ケアは算定しない。

7| 医療観察精神科デイ・ケア(1日につき)

| イ 小規模なもの 550点

| ロ 大規模なもの 660点

| 注1 (略)

注3 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ケアと

同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料場合に食事を提供したときは、所定点数に48点を加算する。

注3 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科訪問看護・指導料にあつてはこの限りでない。

注4 (略)

8| 医療観察精神科ナイト・ケア(1日につき) 500点

| 注1 (略)

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科ナイト・ケアの場合に食事を提供したときは、所定点数に48点を加算する。

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注4 (略)

10 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア(1日につき) 1,040点

注1 (略)

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注3 前期通院対象者通院医学管理料又は中期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる当該療法については、医療観察通院前期・中期加算として、所定点数に50点を加算する。

注4 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。

11 医療観察精神科訪問看護・指導料
イロ (略)

注1 医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者又は家族等に対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師、看護師、作業療法士又は精神保健福祉士(以下「保健師等」という。)を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注3 指定通院医療機関において、医療観察精神科ナイト・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

注4 (略)

9 医療観察精神科デイ・ナイト・ケア(1日につき) 1,000点

注1 (略)

注2 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアの場合に3食を提供したときは130点を、2食を提供したときは96点を加算する。

注3 医療観察精神科デイ・ナイト・ケアを算定した場合は、医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察精神科ナイト・ケアは算定しない。

注4 指定通院医療機関において、医療観察精神科デイ・ナイト・ケアと同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

10 医療観察精神科訪問看護・指導料
イロ (略)

注1 医療観察精神科訪問看護・指導料(I)については、通院対象者又は家族等に対して、指定通院医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注3 注1に規定する場合であつて、複数の保健師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、所定点数に450点を加算する。

注4 注2に規定する場合であつて、看護・指導時間が3時間を超えた場合は、3時間を超えた時間について、5時間を限度として1時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注5～注6 (略)

注7 指定通院医療機関(令第1条各号に掲げるものを除く。)において、医療観察精神科訪問看護・指導と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科ショート・ケア、医療観察精神科デイ・ケア、医療観察通院集団精神療法又は医療観察認知療法・認知行動療法にあつてはこの限りではない。

注8 指定通院医療機関(施行令第1条に該当するものを除く。)による医療観察精神科訪問看護・指導と令第1条各号に掲げる指定通院医療機関(以下「訪問看護事業型指定通院医療機関」という。)による医療観察訪問看護が同一月に混在し

注2 医療観察精神科訪問看護・指導料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対して、指定通院医療機関の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合に算定する。

注3 注1に規定する場合であつて、複数の保健師、看護師等を訪問させて、看護又は療養上必要な指導を行わせた場合は、所定点数に450点を加算する。

注4 注2に規定する場合であつて、看護・指導時間が3時間を超えた場合は、8時間を限度として1時間又はその端数を増すごとに所定点数に40点を加算する。

注5～注6 (略)

注7 指定通院医療機関において、医療観察精神科訪問看護・指導と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。ただし、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行われる医療観察精神科デイ・ケア及び医療観察通院集団精神療法にあつてはこの限りではない。

て行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察精神科訪問看護・指導料と医療観察訪問看護基本料の算定回数の合計は、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあつては週5回を、それ以外の場合にあつては週3回をそれぞれ限度とすること。

12 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点

注 (略)

13 薬剤料 (略)

注1 (略)

注2 使用薬剤の薬価は、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成2

0年厚生労働省告示第60号）によるものとする。

通則 第3章 医療観察訪問看護

訪問看護事業型指定通院医療機関が、医療観察訪問看護を行つた場合、その費用は、1により算定される点数に2又は3により算定される点数を加えた点数とする。

1 医療観察訪問看護基本料

イ 医療観察訪問看護基本料 (I) 555点

ロ 医療観察訪問看護基本料 (II) 160点

注1 医療観察訪問看護基本料 (I) については、通院対象者又は家族等に対し、法第104条による処遇に関する実施計画や当該通院対象者にかかる通院対象者通院医学管理を行つてゐる指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の保健師、看護師又は作業療法士（以下「看護師等」という。）が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行つた場合に算定する。

11 医療観察持続性抗精神病注射薬剤治療指導管理料 250点

注 (略)

12 薬剤料 (略)

注1 (略)

注2 使用薬剤の薬価は、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成1

8年厚生労働省告示第95号）によるものとする。

注2

医療観察訪問看護基本料(Ⅱ)については、通院対象者であつて、障害者自立支援法に規定する障害福祉サービスを行う施設及び福祉ホーム並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設に入所している複数のものに対し、法第104条の処遇に関する実施計画や当該通院対象者による通院対象者通院医学管理を行つている指定通院医療機関の主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行つた場合に算定する。

注3

注1に規定する場合であつて、看護師等が当該訪問看護事業型指定通院医療機関の他の看護師等又は准看護師と同時に訪問して、看護又は療養上必要な指導を行つた場合は、複数名訪問看護加算として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる点数を所定点数に加算する。

イ 看護師等が他の看護師等と同時に医療観察訪問看護を行つた場合 430点

ロ 看護師等が他の准看護師と同時に医療観察訪問看護を行つた場合 380点

注4

注2に規定する場合であつて、医療観察訪問看護の時間が3時間を超えた場合は、3時間を超えた時間について、5時間限度として、1時間又はその端数を増すことに所定点数に40点を加算する。

注5

医療観察訪問看護基本料については、前期通院対象者通院医学管理料を算定している当該月にあつては週5回を、それ以外の場合にあつては週3回をそれぞれ限度として算定する。

注 6 医療観察訪問看護に要した交通費は、患者の負担とする。

注 7 訪問看護事業型指定通院医療機関による医療観察訪問看護と指定通院医療機関（令第1条各号に掲げるものを除く。）による医療観察精神科訪問看護・指導が同一月に混在して行われる場合は、同一日に双方が実施することのないよう十分に調整すること。また、医療観察訪問看護基本料と医療観察精神科訪問看護・指導料の算定回数の合計が、前期通院対象者通院医学管理料を算定した月にあつては週5回を、それ以外の場合にあつては週3回をそれぞれ限度とすること。

2 医療観察訪問看護管理料

イ 月の初日の訪問の場合 730点

ロ 月の2日目以降の訪問の場合（1日につき） 295点

注 1 医療観察訪問看護を行うにつき安全な提供体制が整備されている訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報告書を法第106条による精神保健観察を担当している保護観察所及び通院対象者通院医学管理を実施している指定通院医療機関に対して提出するとともに、当該通院対象者に係る訪問看護の実施に関する計画的な管理を継続して行つた場合に、訪問の都度、所定点数を算定する。

注 2 医療観察訪問看護管理料は、1月に12日までを限度とし算定する。

3 医療観察訪問看護情報提供料 200点

注 ケア会議に訪問看護事業型指定通院医療機関の職員が出席し法第91条の規定に基づき通院対象者の適切な処遇のため精神障害者の医療、保健又は福祉に関する機関との連絡調整を行うため、保護観察所を含む関係機関に対しても通院対象者に係る

看護又は療養上必要な指導についての情報提供等を行つた場合
、ケア会議の開催の都度、算定する。

第4章 特定治療料 (略)

第3章 特定治療料 (略)